

第 4 3 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 2年10月 2日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2019年度中学校でおきた（あった）部活動における（関係する）

- ①「体罰」（教員の暴力）についてわかるもの（報告書およびその他の記録、メモ（報告書ではないが「体罰」についてのメモ・記録などをさす。）（以下「本件対象文書」という。）

- 2 同月16日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年11月30日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として名古屋市立中学校等（以下「学校等」という。）から報告を受けておらず文書不存在のため、非公開とすると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

- (1) 本件公開請求にかかる文書が存在しないことについて

ア 本件公開請求は、平成31年度（令和元年度）に学校等で発生した部活動における体罰事案に関する報告書等の行政文書の公開を求めるものであるが、本件処分にあっては学校等からかかる報告を受けていないことをもって、文書が不存在であると判断し、本件処分を行っている。これは、いずれかの学校において体罰ではないかと問題となった件があった場合、当該事案は、当該学校から教育委員会事務局（以下「事務局」と

いう。) に対して報告することになっているためである。

すなわち、部活動において体罰が発生し、それを校長が把握した場合には、事務局の部活動所管課（以下「所管課」という。）に対して報告することになる。

イ このような体罰の報告は、国の通知によっても示されており（平成25年 3月13日付通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」）、同通知上「教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するよう求めること（通知第 4 項(2) - 1)」、学校長に対しても「体罰を把握した場合教育委員会へ報告すること」が必要であると記載されている。

実施機関においても、学校等に対して国の通知を周知するとともに、毎年度、全ての学校長に対し、体罰と考えられる事案について、報告するよう周知徹底している。

ウ よって、本件公開請求にかかる文書を不存在とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 審査請求書記載の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書において「所管課は、報告書を、受け取っていないということであるが、学校を含む実施機関に対する、考えが及んでいないということのようである。」と述べ、「学校、他の部署に確認していないということのようである。実際に、全体を確認しないで一方的に、ないとすることは、不適切であることは明らかである。違法である。」と主張している。しかしながら、実施機関においては上記(1)に記載したとおり、学校等の部活動における体罰がわかるものは所管課に集約されており、学校等に対しても報告するよう周知徹底を図っていることから、学校等に改めて確認しないことをもって不適切・違法とする審査請求人の主張は失当である。

イ また、審査請求人は、本件処分について「実施機関全体の中で、あるのかないのかを請求しているので、所管課が、単独でないという判断をされたということであるから、判断、結論に誤りがある。」とも主張するが、上記(1)に記載したとおり、この主張も失当である。

加えて、本件処分は、所管課が単独で決定したものではない。当該決定は、実施機関の代決規程に従い、関係課に合議の上、実施機関として行った決定である。

ウ なお、審査請求人が体罰（及び体罰ではないかと問題とされた件）について行政文書の公開請求をするのは今回が初めてではない。

令和 2年 3月11日には、「体罰」もしくは、そうではないかと問題となった件等についてわかるものとして、本件公開請求と同じ、2019年度中の報告書等を請求している。本件公開請求では、これを了知している審査請求人が「体罰」についてわかるものとして限定的に行政文書の公開請求をしたのであるから、実施機関として体罰疑い事案で、かつ、体罰と認定しなかったものは除外している。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び当審査会からの調査への回答で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 公開しない理由は、学校等からの報告を受けておらず文書不存在により非公開決定とします、とある。「体罰」がわかるものを求めている。しかしながら、所管課は、報告書を、受け取っていないということであるが、学校等を含む実施機関に対する、考えが及んでいないということのようである。

(2) 本件、非公開について、2020年11月27日、所管課で、直接確認したことは、所管課は、請求内容の文書、報告を受けていないということである。学校等、他の部署に確認はしていないということのようである。実際に、全体を確認しないで一方的にないとすることは、不適切であることは明らかである。違法である。

(3) 審査請求人は、非公開決定は、実施機関全体として行われたと、認識している。「体罰」については、「体罰」でないかと問題になったことを含むことは明らかである。問題になったら、当然報告されることと認識しているが、所管課に報告がなされているいないについては、理解に苦しむところである。

(4) 決定通知書の、「決定を行った所管課 生涯学習部生涯学習課」とあるので、前記(2)のことを11月27日に確認をした。報告がないということで、文書不存在ということであるが、実施機関全体の中で、あるのかないのか

を請求しているので、所管課が、単独でないという判断をされたということであるから、判断、結論に誤りがあるといえる。所管課だけの、判断、結論で非公開決定をすることは誤りであるということである。11月27日まで、所管課は、学校等について調査等されていないようであったことを述べておく。

- (5) わかるものとする、「体罰」という表題がついていなくても、不適切な対応も含まれる場合もあることが、A中学校のような事例で知ることができる。トーチの練習中に大ケガをした事案についての報告書である。また、B学校の事案についても、当初は、保護者から指摘があっても、学校は、きいてくれなかったとのことである。現在、裁判になっていて、訴状に経過を知ることができ、処分庁は、原告の主張について知っていると思われる。請求人が、学校がとりあってくれなかったということを知ったのは、第一回の裁判の中である。原告側の声を直接聞いたからである。問題事例が、すべて当初から報告されていないということである。
- (6) 今回は部活動における、範囲を決めた請求であったので、A中学校とB学校の2件は公開の対象となっていないかもしれないが、もしB学校の場合、部活に関係していたら、あったかもしれないと思った次第である。
- (7) 今回、処分庁の主張は、学校等から報告を受けておらないということから不存在の結論をだされたとある。実施機関内のどの範囲をどのように調査されたのか、不明な点もあるが、担当者の知りえる範囲にないことを争うつもりは、現在のところないということを述べておく。ただ、審査請求人は、「報告書及びその他の記録・メモ・報告書ではないが『体罰』についてのメモ・記録などをさす」という表現にあるように、報告書以外に記録・報告書ではないが、メモ記録など学校等にあると、想定されるものを請求対象としている。
- (8) 報告書とあるが、所管課にあるものだけではなく、場合によっては、忘れのものがあつたら、その報告忘れのものも含むということである。請求書より遅れて提出されれば、その文書は、当然公開の対象から外れることになる。
- (9) 実施機関が、報告することになっていると強調される件について、これだけしか述べていないと言える。制度やこれまでの取り組みから、報告することになっている、当然、文書による報告ということだと認識しているが、あくまでも報告することになっているということは、審査請求人も否

定するものでもない。審査請求人のいいたいことは、報告することになっていることについて、いくら強調されようとも、実態はどうなっているのですか、所管課の職員はまったく知らないのですか。調査などされたのでしょうかとお聞きしたいところだ。

(10) 実施機関として、「体罰」を把握したい、起きたら把握したいという表れではないかと判断している。そこまでしているから、報告されない事案はありえないと実施機関は思われたいのかもしれない。審査請求人は、1件でも起きた事案について知りたい、見逃したくないという思いで、今回の請求を行っていることを理解してもらいたい。報告することになっていることは承知している。しかし、見逃されている事案について、学校等に調査することなく、不存在とすることは、違法であると主張する。手続き的に問題があるということです。

(11) 今回、不存在とされる理由は、学校等から報告が上がってきていないから、不存在とされている。自ら所管課の中を見て、不存在とされていると述べられている。審査請求人が、報告書＝所管課にあるもの以外についての事案について請求をしている。

所管課内にもらうものについては、不存在ということを認識したから、学校等にあるものにも、範囲を広げて請求をした。弁明書の最後のところで、公開請求を（本件関係）するのは、今回が初めてではないということが記載されているが、まったく同じ内容の請求でないことを認識されていないはずはないと思うが、対象、内容が細かくなったり、範囲が広がったり、なかなか職員に理解してもらえなくて、初めてではない（処分庁）と今ごろ、なぜこんなことを言われるのか理解に苦しむところである。

(12) 請求の段階で、所管課職員には本件公開請求を学校等の校長に見せてください。それでもないと言われるなら仕方がないが、審査請求人の請求内容が各校長に知らせることなく、調査されることなく不存在とされることは容認することはできないということは伝えたはずである。現在不明であるが、3月ごろ全校調査については、（本件請求に関係するもの）「検討する」という希望的なことは聞いた。

(13) 所管課として、学校等に対して請求者の請求内容について、あるかないかの調査を未だにしていないことは明らかなようである。あるか、ないかの調査もせずに、不存在決定は違法である。現在も、各校への調査をせずに、不存在と主張することに疑問を持つ。公開請求に対して、まともな対応をしていないということである。例として、B学校、A中学校の例にみ

るように、実施機関が調査を学校等にさせると不適切という内容の事例が出てくることは確かのようなのである。

(14) 処分庁における、「体罰」報告書を見ることから、さらに、報告書を公開請求して、「体罰」等の公開された文書を見ることだけにしぼられることなく、実態を広く知りたいということにある。教員の児童生徒に対する、不適切行為（教員による、生徒に対する「体罰」、暴力を含む）について知りたい。

(15) 処分庁は、調査等をして詳細を知りえる立場にある。処分庁は、非公開等の処分をした以上、知りえた資料を明らかにして、具体的調査内容、結果についても明らかにしてもらいたい。

(16) 体罰ではないかと指摘等された事案は、すべて文書にて報告をするという理解を処分庁、処分庁職員、学校全職員が理解してもらうことをあらためて、受け止めてもらいたいということである。それが、審査請求人が求める、「体罰」についての情報を知りたいということに対しての、対応の基本であるということである。

(17) 「体罰ではないか」として問題とされ調査した事件」の報告 記入上の留意点について「体罰ではないかと…事実関係を調べたものすべてを含む…関係児童生徒等からも聴取すること」ということからすると、処分庁の云われる、体罰と問題になったものはすべて処分庁に上がってきているということになるが、実態は違うということ、処分庁は、認めようとされない理由も、わからないでもない。報告等がなされていない、実態をもし正式に認めたら、体罰に関する報告が、体罰と問題になった件が、隠されていることを認めることになるからである

(18) B 学校の事案は体罰ではないかと問題になっても校長が報告しない事例であり、事務局担当課に文書がないから調査をしないで非公開ということ、で済む問題ではない。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、本件対象文書を不存在として行った本件処分の妥当性が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書は、令和元年度に学校等の部活動において発生した教員の生徒に対する体罰に関する事案についてわかる行政文書であると解される。

(2) 実施機関は、体罰等の実態把握と事案発生時の報告の徹底のため、保護者等による随時の連絡のほかに、保護者・児童生徒を対象に体罰に関する調査を実施し、体罰ではないかと疑われる事案を把握している。

(3) 学校長が体罰ではないかと疑われる事案を把握した場合、その事実関係を調査し当該事案が体罰であると判断したときには、調査年月日、調査のきっかけ及び調査して判明した事実を記載する定まった様式（以下「体罰報告書」という。）を作成し所管課へ報告することとなっており、所管課で集約されているとのことであった。

(4) したがって、本件対象文書を体罰等について学校等から報告され所管課で集約された行政文書であるとして、本件公開請求の請求日である令和 2 年10月 2日時点で学校等から事務局への報告がなかったことをもって不存在とした実施機関の決定は不合理であるとまではいえない。

(5) しかしながら、審査請求人は、本件処分に対して上記第 4の 2(2)のとおりに、実施機関は学校等が保有する行政文書を含めて本件対象文書を特定すべきであった旨主張しているため、その点について検討する。

ア 学校等が保有する体罰報告書以外のメモ・記録等について、実施機関に確認したところ、学校長が体罰ではないかと疑われる事案を把握したときは、逐次かつ速やかに電話等による事務局への報告をしており、その時点で作成を要する行政文書はないとのことであった。

加えて、学校等が保有している行政文書は、体罰ではないかと疑われたものの学校長が体罰ではないと判断した事案であるため、本件公開請求の請求内容には該当しないとのことであった。

イ 以上のことから、学校等が保有する行政文書まで探索せずに本件処分を行った実施機関の判断は、特段不合理とまではいえず、これを覆すに足りる事実も認められない。

(6) なお、審査請求人は上記第 4 の 2(17) のとおり体罰報告書に係る「記入上の留意点」（以下「留意点」という。）の記載内容から、体罰と問題になったものはすべて事務局に報告されることになっているが、実態は違い報告等がなされていない件が隠されている旨主張しているため、その点についても検討する。

ア 実施機関によれば、学校長が体罰ではないかと疑われる事案を把握したときは、上記(5) アのとおり、その時点で作成を要する行政文書はないとのことであった。また、事実関係を調べたものすべてについては、訴えや報告があつてから学校長は事実関係を調査するが、学校からの電話等による報告を受けて事務局が体罰案件になりうると判断した場合に、すべて調査を行い体罰報告書が作成されるとのことであった。

イ この点、審査請求人が令和 6 年 8 月 30 日に当審査会へ資料提出した留意点によれば、「『体罰ではないかとして問題にされた事件』とは、学校が体罰に当たると認識をもったもののみではなく、体罰ではないかと保護者や児童生徒から訴えや報告があり、事実関係を調べたものすべてを含む。」と明記されている。この資料からは、上記(3) の場合に作成される体罰報告書にとどまらず、体罰になりうると判断した場合に作成された文書が他に存在するのではないかとの審査請求人の推測は合理的であるといえる。

ウ しかし、上記イの推測ができるとしても、それをもって直ちに学校等における留意点に従った体罰報告書の存在を認めることまではできず、また、審査請求人が求めた期間内には学校等から事務局への報告がなかったことから実施機関が審査請求人の求めた文書につき不存在であると決定としたことを、不合理であったとまでは言えない。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の主な経過

年 月 日	内 容
令和 3 年 1 月 5 日	諮問書の受理

令和 3年 3月23日	弁明書の受理
4月13日	反論意見書の受理
令和 6年 4月19日 (第71回第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第73回第 1小委員会)	調査審議
7月19日 (第74回第 1小委員会)	調査審議
8月 9日 (第75回第 1小委員会)	調査審議
9月20日 (第76回第 1小委員会)	調査審議
9月30日	答申

第 7 手続に関する付言

本件処分の妥当性について、当審査会は答申に至る手続として条例第25条第 4項の規定により、審査請求に係る事件に関し必要な調査（以下「本件調査」という。）を、以下のとおり実施した。

- 1 令和 6年 7月23日付け「名古屋市情報公開条例第25条第 4項の規定による調査について」と題し、審査請求人に対し、令和 6年 8月30日までの意見書及び資料の提出を求めた。

※審査請求人が、多数の審査請求を行っており、審査が長期化しているところ、迅速かつ効率的な審理・審査を行うため、同一事件に関する事案又は類似事案を整理した上で、4つの設問を調査項目として、審査請求人の意見書及び資料の提出を求めたものである。

- 2 同月25日、審査請求人から当審査会に対し、口頭で提出期限の延長を求める旨の連絡があった。

- 3 同月26日、審査請求人に対し、上記 1の調査内容は複雑ではないことから、特段の理由があると判断できなければ、延長することなく決定することを予告し、同年 8月 7日までに具体的な理由を書面で提出することを求めた。

- 4 同月29日、審査請求人から当審査会に対し、理由の項目を記載した書面の提出があった。

- 5 同年 8月 9日、審査会は、審査請求人の延長の申し出について審査したところ、特段の理由は認められず、仮に審査請求人から意見書又は資料の提出がない場合でも、本件審査請求に対する審査会の結論をまとめることができるものと判断した。その上で、同日、審査請求人に対し、上記 2の延長の申し出には応じられない旨を通知した。
- 6 同月13日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査に係る質問等を記載した書面の提出があった。
- 7 同月15日、審査請求人に対し、上記 6の書面のうち、本件調査に係る訂正箇所について回答するとともに、その余の指摘については回答する予定がない旨を通知した。
- 8 同月19日及び20日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査及び上記 7の通知に係る質問等を記載した書面の提出があった。
- 9 同月23日、審査請求人に対し、上記 8の書面のうち、本件調査の意見書等の提出にあたり必要と判断した部分について回答するとともに、再度その余の指摘については回答する予定がない旨を通知した。
- 10 同月27日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査及び上記 9の通知に係る質問等を記載した書面の提出があった。
- 11 同月30日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査の回答として意見書及び資料の提出があった。
- 12 同年 9月20日、審査会は、上記11の意見書及び資料を踏まえ、本件審査請求について改めて調査審議を行い結論をまとめた。

よって、審査会は、本件審査請求に対して審査請求人から申出のあった条例第26条第 1項に定める口頭意見陳述について、意見書及び資料の提出により争点に係る審査請求人の主張を述べる機会は十分与えられたものとし、口頭意見陳述の実施は審査会の結論に影響を及ぼすものではないことから条例第26条第 1項ただし書により、その必要がないと判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 川上明彦、委員 清水綾子、委員 渡部美由紀